

兵庫医科大学学外研究員受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫医科大学（以下「本学」という。）における民間企業、大学及び研究機関等（以下「学外機関」という。）から受け入れる研究員に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「学外研究員」とは、学術研究の推進及び学外機関との連携強化のため、学外機関に所属しながら、受け入れ先の学科目又は講座（以下「講座等」という。）の教職員と本学の研究施設等を利用して特定の研究を実施する者をいう。

(申請手続)

第3条 学外研究員を受け入れようとする講座等の所属長は、学外研究員受入申請書（別紙第1号様式）に必要な書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(受入れ)

第4条 学長は、第3条に定める申請があったときは、学外研究員の受入れの可否を決定する。

(受入れの通知)

第5条 学長は、学外研究員の受入れを決定したときは、学外研究員及び学外研究員を受け入れようとする講座等の所属長に対し、受入期間及び受入条件等を付した書面を以って通知しなければならない。

(研究員の指導)

第6条 学外研究員を受け入れようとする講座等の所属長は、学外研究員に対し、受入条件、本学の諸規則等を遵守するよう指導しなければならない。

(受入期間)

第7条 学外研究員の受入期間は、学外機関と共同研究契約等を締結している場合を除き、最長で1年以内とし、学長が必要と認めた場合は、延長することができる。

(受入費用)

第8条 学外機関のうち民間企業は、学外研究員に係る研究料を支払わなければならない。

② 研究料は、学外研究員1人あたり月額35,000円とし、受入期間における月数の合計額を受入期間の前に一括して納付しなければならない。

③ 納付された研究料は、学外研究員が研究に従事した日の属する月を除き返還することができるものとする。

④ 兵庫医科大学産学連携講座に関する規程に定める産学連携講座において、学外研究員を受け入れる場合は、学外研究員に係る研究料を免除することができるものとする。

(身分の証明)

第9条 学外研究員には、身分を証明するものを交付するものとする。

(施設の利用)

第10条 学外研究員は、本学規程及び利用規則等に従い、本学の付属共同利用施設、図書館等を利用することができる。

(知的財産権等の取扱い)

第11条 学外研究員が、研究の結果創出した知的財産権等については、本学と外部機関との間において共同研究契約等による特段の取決めがない限り、受入条件に従うものとする。

(秘密情報等の取扱い)

第12条 学外研究員は、研究遂行上知り得た、又は取得した本学の秘密情報等を、第三者に漏洩、開示、又は研究遂行の目的以外で使用してはならない。

(損害の賠償)

第13条 学外研究員は、その責めに帰すべき事由により本学の建物又は設備若しくは備品を滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(受入れの取消)

第14条 学外研究員が、受入条件又は本学の諸規則等を遵守しようとしなないときは、学長は受入れを取消することができる。

(事務担当)

第15条 この規程に関する事務は、学務部において行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、学外研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は2019年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、2020年11月1日から施行する。(第1号様式の改訂)

(第1号様式)

年 月 日

学 外 研 究 員 申 請 書

兵庫医科大学 学長 殿

(受入講座等の所属長の職名・氏名)

兵庫医科大学学外研究員取扱規程第3条に基づき、学外研究員を受け入れし
たく、下記のとおり申請します。

記

研 究 題 目	※学外機関と共同研究契約等を締結している場合はその研究課題名	
学 外 研 究 員	所属機関名	
	部署・役職	
	氏 名	
受 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日	
研 究 料	円 (月数×35,000円)	
備 考		

※ 添付が必要な書類

- ・履歴書及び業績目録等
- ・学外研究員承諾書
- ・放射線業務従事者証明書等その他必要な書類

以 上